

## 成年年齢引下げに伴う弊害防止のための附帯決議の早急な実施を求める会長声明

民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」（平成30年法律第59号。以下「本法律」という。）の施行日が、来年2022年4月1日に迫っている。民法の成年年齢引下げにより、未成年者取消権を喪失する18歳及び19歳の若年者に対して消費者被害が拡大することが懸念されている。とりわけ、当県では高等学校を卒業後、18歳または19歳の段階で進学や就職のために県外へ出て一人暮らしを始める若年者も多いことから、その懸念は大きい。

本法律は2018年6月に成立したが、成年年齢の引き下げに反対する意見が多くみられ、参議院法務委員会において全会一致で附帯決議がなされた。

そこでは、①知識、経験、判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権（いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権）を創設すること（法成立後2年以内）、②若年者の消費者被害を防止し救済を図るために必要な法整備を行うこと（法成立後2年以内）、③マルチ商法等への対策について検討し、必要な措置を講ずること、④消費者教育の充実を図ること、⑤18歳、19歳の若年者への周知徹底や社会的周知のための国民キャンペーン実施を検討すること、⑥施行日までに措置の実施、効果、国民への浸透について検討し、その状況を公表することなどが求められた。

ところが、成立から3年以上が経過し、施行が来年4月に迫った現時点においても、いずれの施策もいまだ不十分であると言わざるを得ない。

特に、未成年者取消権が認められなくなる18歳、19歳を含む若年者にとって、つけ込み型不当勧誘取消権の創設は、必要不可欠な施策であるが、附帯決議に明示された期限を既に経過しているにもかかわらず、いまだ創設されていない。今般、消費者庁内の「消費者契約に関する検討会」が取りまとめた報告書をもても、本法律の施行日までに有効な施策が実現できるのかが現在においても不明確である。

また、消費者教育についても、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」等は実施されているものの、消費者被害の予防につながる実践的な消費者教育が全国的に十分に行われているとは言い難い。

さらに、成年年齢引下げ自体の周知はされていても、その弊害としての未成年者取消権の喪失による消費者被害拡大のおそれについての周知徹底は不十分であり、高校、大学、専門学校等の教育機関や、若年者の親世代に対する啓発活動を充実させなければ、本法律の施行後に18歳、19歳の若年者に関する消費者被害の拡大が現実化する危険が大きい。

よって、当会は、国に対し、前記附帯決議をふまえ成年年齢引下げに伴う弊害防止のため、

若年者の消費者被害を広く救済することが可能となるようなつけ込み型不当勧誘取消権を創設し、消費者教育・啓発活動を拡大強化するなど、実効性ある施策を速やかに実現することにより附帯決議を早急に実施することを求める。

2021年（令和3年）11月26日

宮崎県弁護士会  
会長 谷口 渉

